

学校法人青淵学園 役員及び評議員の報酬、費用等に関する規程

平成27年10月1日

理事長裁定

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人青淵学園（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬、費用等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程における用語の定義は次のとおりとする。

（1）役員とは、法人の寄附行為第5条第1項の規定に基づき置かれる理事及び監事の内、法人の常勤職員でない者をいう。

（2）評議員とは、法人の寄附行為第18条第2項の規定に基づき置かれる評議員の内、法人の常勤職員でない者をいう。

(報 酬)

第3条 役員及び評議員の報酬は、理事会又は評議員会等への出席の都度支給し、その額は1回 20,631円（所得税・復興特別所得税を含む）とする。

(費用等)

第4条 役員及び評議員の費用等は、職務の遂行に要する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費とする。

(補 則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年3月19日から施行する。

この規程は、平成25年7月23日から改正する。

この規程は、平成27年10月1日から改正する。